

新技術活用優良農地利用高度化特別事業（拡充）

【平成19年度概算決定額：23,244（27,770）千円】

対策のポイント

遊休農地の解消や新技術を活用した農地の利用高度化に関する普及組織の取組を支援します。

（例）

新規作物の栽培技術や家畜の放牧技術の導入など新技術を活用した農用地の有効活用優良事例を活用し、M県N普及指導センター管内では3集落12戸の農家が放牧に取り組み始めました。

Y県農業試験場普及部では需要の高い野菜（タマネギ等）の省力化機械栽培体系の現地実証を行い、関係機関及び担い手組織等への技術の普及と農地の利用促進に向けて活発な普及指導活動を展開しています。

政策目標

【全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上】

<平成17年>

約4割

<農業構造の展望（平成27年）>

7～8割程度

<内容>

1．遊休農地の解消

農業委員会が行う遊休農地の解消に向けた活動等で得られた地権者の作付け・貸借意向等の情報をデータベース化します。

また、遊休農地の解消に関する技術シーズを大学・独法試験研究機関等から収集し普及組織への提供及び、遊休農地解消に関する普及組織の優良取組事例の情報交換会の開催を支援します。

2．新技術を活用した農地の利用高度化

農地の効率的な利用技術事例調査及び収集・分析を行い、普及手法の高度化を支援します。

【補助率：定額】

<事業実施主体> 民間団体

<事業実施期間> 平成17年度から平成21年度まで

[担当課：経営局普及・女性課（03-3593-6497（直））

構造改善課（03-3591-1389（直））]

優良農地確保支援対策等事業の枠組み

